大学発
スタートアップ
起業ガイド

信州大学
SHINSHU UNIVERSITY

信州大学発スタートアップで社会を変えたいあなたへ

信州大学学術研究・産学官連携推進機構スタートアップ・事業化推進室は、大学の研究成果、技術を基に、大学発スタートアップを起業し、社会を変えたい教職員や学生の皆さんを全力で応援します。スタートアップの起業は、一般的にリスクと見えることをチャンスとして捉えなおし、課題解決に取り組み、急成長することに挑戦していくことです。その挑戦のためには、研究開発だけでなく、事業計画、知財戦略、資金調達、資本政策等普段なじみのないことにも取り組んでいくことになりますが、決して１人で挑んでいくものではなく、それぞれのフェーズ、事業内容によって、多くの人とつながりながら、突破していくものです。

あなたの強い思いで、社会を変えていく道程に、スタートアップ・事業化推進室も一緒に参加できればと思います。

本ガイドブックの使い方

本ガイドは、皆さんが大学発スタートアップ（特に知的財産権を基に起業するスタートアップ）を起業する際に、検討すべき事項、必要となる手続き、留意する点について、概観を把握いただくことを目的に作成しています。実際に起業する際には、本ガイドに記載されている項目以外にも様々なことをより具体的かつ詳細に検討、準備する必要があります。「スタートアップ」という選択肢を検討し始めた段階から、早めにスタートアップ・事業化推進室にぜひご相談ください。

支援体制について

信州大学では、本学の特色ある研究活動から創出される起業シーズに基づき、スタートアップを創出し、事業化することを目的に、平成 29 年 10 月に知的財産・ベンチャー支援室を設立、令和 6 年 4 月からはスタートアップ・事業化推進室へ組織再編しました。起業マインドの醸成、起業シーズの発掘・育成、起業に関するイベントの開催等を通じ、「信州大学発スタートアップ」の創出・成長を支援します。

CONTENTS

はじめに …… 2
目次 …… 3

Chapter 01 **起業を考える前に知っておきたいこと**

01．スタートアップとスモールビジネスの違い、知ってる？ …… 4
02．自分の事業に合った起業のかたちを選ぼう …… 4
03．大学発技術系スタートアップ特有の観点を押さえよう …… 5

Chapter 02 **起業のプロセス**

01．起業準備チームの発足 …… 6
02．事業計画書の作成 …… 6
03．経営体制の検討 …… 6
04．知財戦略の検討 …… 7
05．資金調達の検討 …… 8
06．資本政策の検討 …… 9

Chapter 03 **兼業手続き・利益相反**

01．兼業手続き …… 10
02．利益相反 …… 11

Chapter 04 **株式会社の設立の手順** …… 12

Chapter 05 **大学で受けられる支援**

01．Inland Japan Innovation Ecosystem（IJIE） …… 14
社会を変える大学発のスタートアップを創出する地域プラットフォーム
02．ハンズオン支援 …… 15
03．大学発技術系ベンチャー実践論 …… 15
04．信州大学ベンチャーピッチ …… 15
05．信州大学発スタートアップの認定 …… 16
06．信州大学 POC ファンド …… 17
07．株式・新株予約権を活用したライセンス等の対価の支払い …… 17
08．外部機関との連携 …… 17
09．シェアオフィス …… 18
10．インキュベーション施設 …… 19

Chapter 01

起業を考える前に知っておきたいこと

「起業してみたいな…」と思ったら、まず最初に読んでいただきたい内容です。起業のリスクを最低限に抑え成功率をあげるために必要な知識を身につけましょう。

01．スタートアップとスモールビジネスの違い、知ってる？

「起業」のモデルは、大きく２種類に分かれます。「スモールビジネス」と「スタートアップ」です。ビジネスの性質が根本的に異なり、特に成長方法に大きな違いがあります。例えば、当初に研究開発に多くの期間、資金を費やす場合には、「スタートアップ」のモデルが想定されます。あなたはどちらのモデルを目指しますか？本ガイドでの観点を考慮しつつ、検討してみてください。

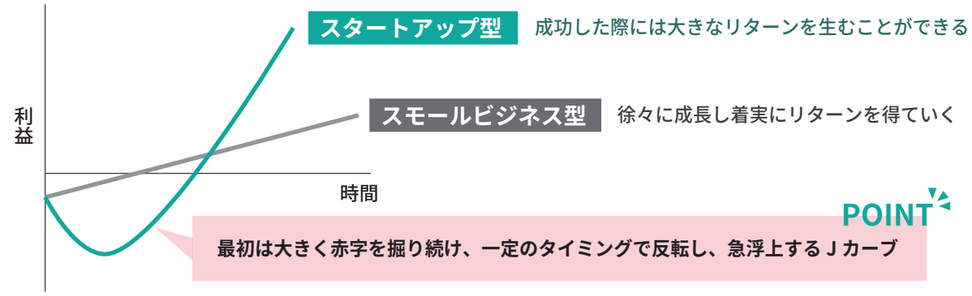

02．自分の事業に合った起業のかたちを選ぼう

起業には、法人設立と個人として事業を行う個人事業主があります。法人を設立する場合、株式会社をはじめとしていくつかの種類の法人があります。ここでは、**大学発スタートアップ（SU）として設立されることが多い「株式会社」、「合同会社」、「NPO 法人」**の特徴について簡単に紹介します。

法人設立

株式会社

株式を発行して資金を集め、事業を行う法人で営利事業であれば事業内容に制約なし。株式上場ができるのは株式会社だけであり、ベンチャーキャピタルから資金調達をするのに適している。

多くの大学発 SU が株式会社として設立

株式会社の設立方法は p12,13 参照

合同会社

株式会社と比べると簡易な手続きで設立が可能で、有限責任である等、スモールビジネスに適した法人。営利事業であれば事業内容に制約なし。

NPO 法人

特定非営利活動促進法に基づいて設立される法人で、対象となる活動が特定非営利活動（20分野）に限定。利益を目的とせずに、関心のある社会課題の解決のために事業に取り組みたい場合に適した法人。

個人事業主

メリット	事業開始までの手続きが容易。費用もかからない。
デメリット	法人より信用力に欠ける。事業に失敗した場合全責任を負う。（無限責任）

03．大学発技術系スタートアップ特有の観点を押さえよう

一般的なスタートアップとは異なり、大学の研究成果（主に知的財産権）を基に起業する大学発技術系スタートアップならではのポイントがありますので、アドバンテージとリスクを把握しておくことが重要です。

①経営候補者、起業家とタッグを組む

研究成果の商品・サービスへの転換を考えるにあたり、研究開発・チームづくり・事業開発の３つの視点を高度なレベルで融合する必要があるため、創業時からその点を担う経営者候補、起業家とタッグを組むことで、成功の確率をあげることができます。人材マッチングサービス等を活用して探すことも可能です。

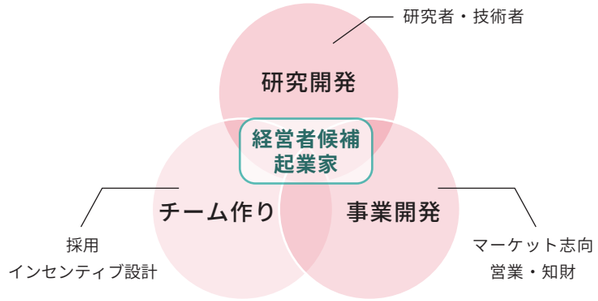

②シーズ志向、プロダクトアウト型の事業と起業のタイミング

消費者のニーズから商品・サービスを考えるマーケットイン型の事業に対して、大学発技術系スタートアップは研究成果等のシーズから考えていくプロダクトアウト型の事業になります。

プロダクトアウト型は同業他社にはない独自の技術が基になっているので、市場の独占ができる可能性がある一方で、**たとえ機能が優れていてもニーズがなく消費者に受け入れられない可能性**もあります。**『よいものを作れば売れる』という一方的な考え方では商品・サービスは売れないため、ニーズをつかむことが重要**になります。また**事業内容（医療機器開発、人材派遣等）によっては、法律の規制対象**となっているものもありますので、留意ください。

シーズとニーズどちらも両立したマーケティングには時間がかかることが多く、**時間の経過とともに資金繰りの問題が発生することもある**ため、起業のタイミングの見極めも重要になります。

プロダクトアウト型の事業の

アドバンテージ	リスク
市場の独占ができる	シーズ志向だけでは売上に直結しにくい

顧客の潜在ニーズの把握が重要

POINT
マーケティングに時間を要する場合があるため起業のタイミングの見極めが重要

おすすめ支援メニュー

大学院総合理工学研究科「大学発技術系ベンチャー実践論」（公開講座）では起業家やベンチャーファンド関係者からリアルな起業に関する話を聞くことができます！
このガイドでは伝えきれない生の情報を知りたい方はぜひ受講を！ 詳細は p15 参照

Chapter
02 起業のプロセス

※実際には順番が入れ替わったり、同時並行で進めたりするケースが多いです。

01. 起業準備チームの発足

起業にはチーム作りが必要不可欠です。**人選が事業の成功を左右する**と言っても過言ではありません。事業計画等を一緒に検討できる相手を探していくことになります。

下記「経営体制の検討」でも触れますが、まずはスタートアップ・事業化推進室にご相談ください。

02. 事業計画書の作成

事業計画書とは事業内容や数値計画等の様々な要素をまとめた資料で、投資家から資金調達を行う時等に活用するものです。**事業計画は検討を進めていく段階でブラッシュアップして完成度を高めていきます。**

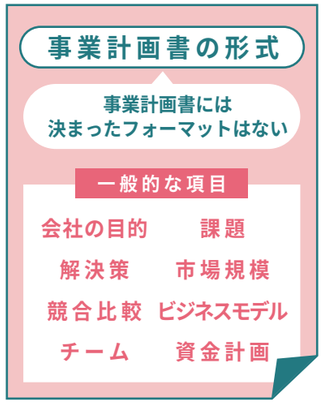

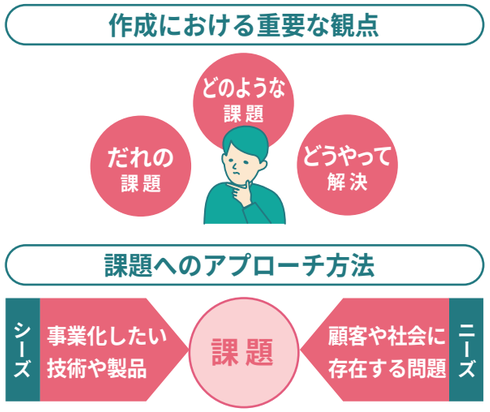

03. 経営体制の検討

起業検討の初期段階では CTO と CEO の人選のみがなされているケースが多いですが、企業の“お金”に関わる全てを統括する CFO（Chief Financial Officer の略、「最高財務責任者」）や CEO が意思決定した業務や事業を実際に執行する COO（Chief Operating Officer の略、「最高執行責任者」）等、**専門分野に強い経営メンバーを採用しチームを作っていくことが成功のカギ**となります。

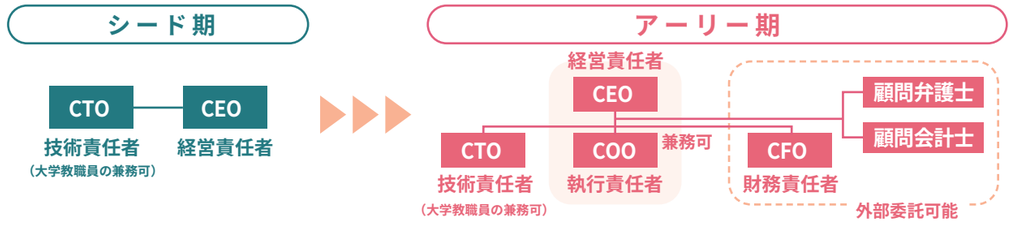

04. 知財戦略の検討

攻めと守りの知財戦略

技術系スタートアップを創業する上で「知財戦略」は非常に重要です。事業化を見据えて**自社の技術を特許化し、参入障壁を構築したり、権利を広くライセンスすることで市場拡大を図ったり、技術情報をノウハウとして秘匿化（ブラックボックス化）して競争優位を確保する等、様々な戦略が展開可能**です。

一方で、**ビジネスにおいては他者の知的財産権に抵触・侵害しないことも非常に重要**です。他者の権利を無断で使用することは違法であり、抵触・侵害した場合は膨大な賠償金や事業の差止めを請求される可能性があります。そのため、事業開始前に慎重に調査を行う必要があります。もし、他者の特許を抵触・侵害する可能性がある場合、回避方法の検討、権利者からライセンス供与を受ける等の対策が必要です。

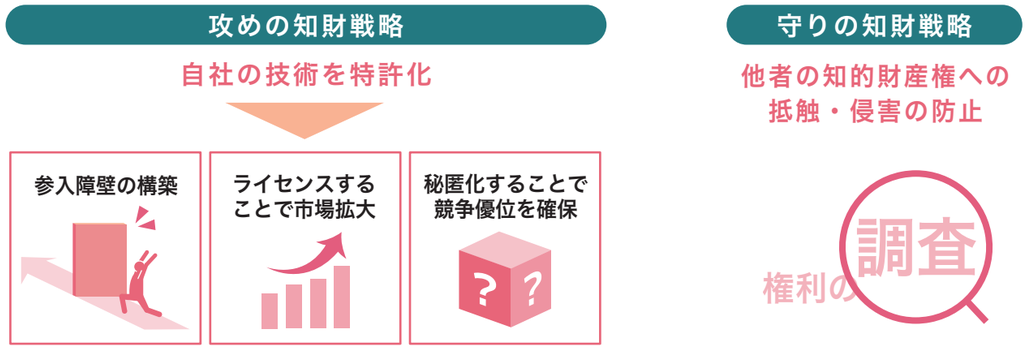

特許権等における信州大学との契約

信州大学の教職員として創出し、特許出願・権利化した特許権に基づいて大学発スタートアップを設立する場合には、権利者である信州大学との間で特許の実施許諾に関する契約を締結する必要があります。当該特許権の発明者が設立したスタートアップであっても自由に実施できるわけではありません。特許権だけでなくソフトウェア等の著作物やノウハウ等の研究成果に基づいて大学発スタートアップを起業する場合は、早めにスタートアップ・事業化推進室にご相談ください。

ワンポイントアドバイス

事業化に向けて技術シーズの特許化は重要です！

起業を考えている場合は、得られた研究成果について特許化の可能性を常に意識する必要があります。特許出願前に、学会やジャーナル等で発表したり、**第三者に開示すると特許権を取得できなくなる可能性**があります。このため、開発段階の技術シーズやアイデアを発表したり、試作品を第三者に見せたりする場合には、秘密保持契約を締結する等細心の注意が必要です。

スタートアップ・事業化推進室に早めのご相談を！

05．資金調達の検討

大学発スタートアップを起業するにあたり、会社設立に必要な資金を自己資金だけでは準備できない場合には、第三者から資金を調達する必要があります。

資金調達の方法には、主に融資と投資（出資）の２種類があり、それぞれの特徴・注意点を理解した上で調達方法を決める必要があります。これ以外の資金調達方法として、国や地方自治体等の公的機関が提供する「助成金・補助金」や、新たな資金調達方法である「クラウドファンディング」等もあります。

資金調達の方法

- **投資（出資）**：**投資家**から株式と引き換えに資金を得る
- **融資**：**金融機関**等から必要な資金を借り入れる
- **助成金・補助金**：国や地方自治体等の公的機関が提供
- **その他**：クラウドファンディング等

	相手	特徴	注意点
投資（出資）	投資家 ベンチャーキャピタル（VC）	●**得た資金に返済義務なし** ただし、投資契約で一定の株式取得義務を負う可能性がある ●企業の成長が株価の上昇に直接つながるため、投資家から様々な支援を得られることもある ●**将来的に上場したいと考えているスタートアップにとって VC からの出資は効果的** →具体性のある事業計画を策定、自社の優位性や成長性を説明することが必要	●**投資家に自社の株式を譲渡することで、株主として議決権を与えることになる**ので、出資比率に応じて、経営への関与の度合いは高くなり、会社の経営方針に重大な影響を与える →このため、いつ、誰から、どれくらいの株価で、どれくらいの資金を調達するか慎重な検討が必要 詳しくは、次ページ「資本政策の検討」を参照
融資	政府系金融機関 地方自治体 民間金融機関 【共通】	●**経営に関する自由度を維持したまま資金を確保することができる** ●**調達コストが投資と比較して低い** ●金融機関から融資を受けた実績が社会的信用を高める効果が期待できる	●**融資金額の元本に利息を付けての返済義務あり** ●**安定した収益が見込める事業計画が立てられない場合は、融資を受けることは困難** ●月々の返済が負担となり十分な開発資金を確保できなくなるリスクもあり
	政府系金融機関 （政策金融機関）	**【日本政策金融公庫】** 政府系金融機関の中でも、日本政策金融公庫は、創業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出を目的にしています。 ●さまざまな創業支援メニューや融資制度を設けている ●民間金融機関と比較して、低い金利、無担保、無保証で借り入れを行うことができる	●国の政策によって、さまざまな創業支援メニューがあるため、事業内容に合致しているものを選択する必要がある
	地方自治体 （制度融資）	●民間金融機関よりも低い金利で長期間の借入を行うことができる ●自治体によっては無担保・無保証のメニューを用意していることもある	●融資を受けるには信用保証協会の保証が必要となり、地方自治体、信用保証協会、窓口となる金融機関にて手続きが必要で融資実行までに時間を要する
	民間金融機関 （銀行、信用金庫等）	●さまざまな創業支援メニューや融資制度を設けている	●政府系金融機関や地方自治体（制度融資）と比較して、審査基準が厳しく、創業時に融資を受けることは難しい

06．資本政策の検討

株式会社での起業を選択した際、資本政策は、これまで本ガイドで記載してきたチーム作り、事業計画、知財戦略に並び、スタートアップを起業、経営していく上で、非常に重要な事項になります。

資本政策とは？

誰に、どれだけの株式を渡す必要があるかを検討することです。
これは、「会社経営の議決権を決めること」であり、「資金調達」に直結します。

会社経営の議決権を決めること

株式を保有する（株主）ことは、通常、議決権を持つことになります。**株主というのは、会社を共同で経営するチームであり、同じリスクを負うチーム**です。同じチームの一員として、**企業価値を上げる（顧客の紹介、販路開拓等）ことに資する適切な方に入ってもらう**必要があります。これは、出資する側からすると経営に参画するという大きなモチベーションになりますが、反対に経営者の意向と対立する可能性のある株主の権限が大きくなると、経営の意思決定を迅速に行えなくなる等の弊害を生じる可能性があります。**基本的に資本政策は後から戻ってやり直すことは極めて困難**なため、最初の資金調達からより慎重に資本政策を考えることが必要になります。

資金調達との関係

投資（出資）により資金調達を行った場合、株式と引き換えに資金調達を行うため、最初の資金調達で特定の投資家に多くの株式を与えてしまうと、次の調達で他の投資家が参画しにくくなり、その後の資金調達が立ち行かなくなる恐れがあります。今後成長していき、大型の資金調達のためにデューデリジェンス（投資を行うにあたって、投資対象となる企業や投資先の価値、リスク等を調査すること）を受ける際にも、**株主構成は非常に大きな判断材料**になりますので、起業当初から注意が必要です。

事業計画、キャッシュフローとの連動

資本政策を検討するにあたっては、それ単独で検討する訳ではなく、まずは基になる事業計画が最初にあり、資金調達が必要になるタイミング、製品化して売り上げが見込めるタイミング等を明確にしておく必要があります。この時に、**キャッシュフロー（企業の事業活動における現金の動き）にも注意が必要です。**せっかく順調に事業が進んでいても、手元にある資金がショート（＝資金が不足して、支払いができない状態）してしまえば、倒産となってしまいます。事業計画、キャッシュフローと資本政策を連動させて、作っておく必要があります。

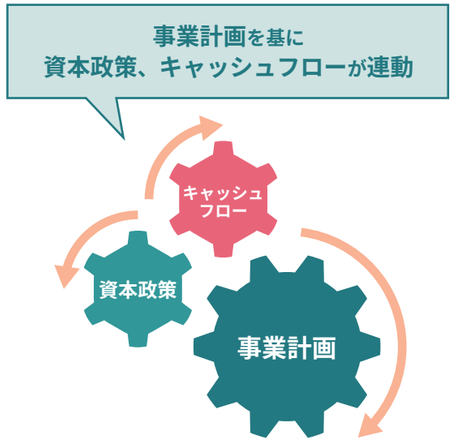

Chapter 03

兼業手続き・利益相反

教員が起業する際に必須である兼業手続きと利益相反マネジメントについてご説明します。
各種の必要な手続きについては、漏れがないように準備しましょう。

01．兼業手続き

大学発スタートアップの起業に際し、教員自らが発起人、最高技術責任者（CTO）、取締役等に就任されるケースがありますが、その際には**事前に学長による兼業の許可**を受けることが必要です（※1）。

本学の兼業手続きは「国立大学法人信州大学職員兼業規程」により定められており、営利企業の役員兼業は、「技術移転役員兼業」、「研究成果活用役員兼業」、「監査役員兼業」及び「社外取締役兼業」がありますが、ここでは大学発スタートアップが該当する「研究成果活用役員兼業」について記載します。

※1　CTO、顧問、評議員のうち、企業の経営に参画する実態が皆無であり、かつ、経営上の責任もまったく負担しなくて良いことが、書面又は定款等で明らかに区別される場合には、各部局の許可権者による許可で足りる場合もあります。

研究成果活用役員兼業について

対象

報酬の有無に関わらず、大学発スタートアップの発起人、CTO、取締役（社外取締役を除く（※2））、理事、顧問、評議員等に教員が就く場合

審査

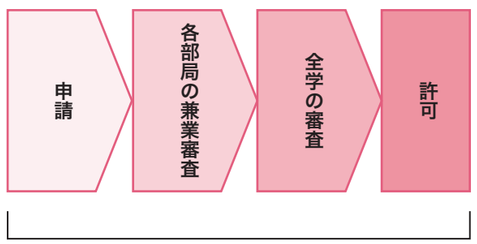

申請から許可までの時間：最低２か月は必要（※3）

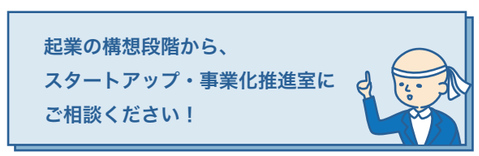

※2　社外取締役の場合には「社外取締役兼業」となります。こちらも学長による兼業の許可が必要です。

※3　申請に必要な書類等は「国立大学法人信州大学職員兼業許可等実施細則」を参照してください。

代表取締役の兼業に関する注意点

本学の規程上、代表取締役の兼業は禁止されてはいませんが、兼業先の事業に関する責任が重大な場合や、職務の遂行に必要と考えられる時間が長大な職である場合は、認められません。

一般的に大学発スタートアップの経営は、予期せぬ様々なことが発生し、多くの時間が割かれることが想定されます。

02．利益相反

利益相反（COI）とは

本法人においてマネジメントの対象とする利益相反（COI）とは、産学官連携及び臨床研究に伴って発生するものであって、本法人の教育・研究・診療活動の公正性や信頼性が損なわれる可能性がある状態をいいます（国立大学法人信州大学利益相反マネジメントポリシー）。

利益相反マネジメント

大学発スタートアップに当てはめると、**「大学の教職員（研究者）としての責任と利益」と「スタートアップ企業の関係者としての責任と利益」が相反する状態**となります。大学発スタートアップは大学の研究活動の延長線上にあることが多いため、エフォート、研究資金や知的財産権、物品・人材等の重複や混同が生じ易くなります。教職員が大学発スタートアップの経営に関与する場合はなおさらです。

産学連携活動において利益相反状態が生じることは日常的であり、それ自体は問題ではありません。**外部から見たときに、大学の教職員としての責務（教育・研究・社会貢献）を疎かにして、大学発スタートアップに資する活動に注力していると疑われるようなことがないように、利益相反マネジメントが必要**です。

具体的な利益相反マネジメント事例

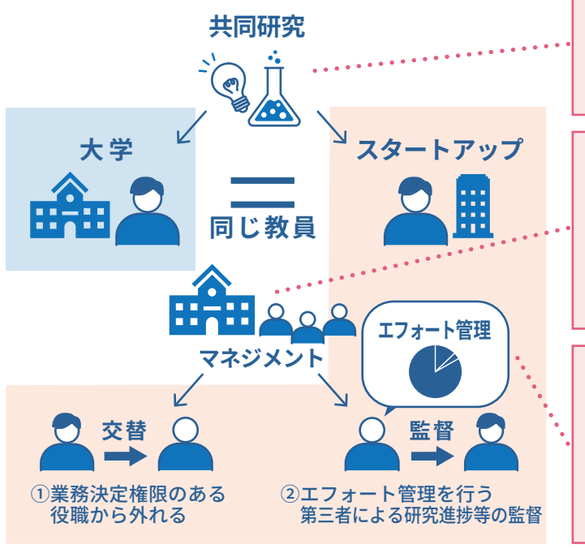

情報開示：利益相反状態にある大学発スタートアップとの関係（共同研究や知的財産権のライセンス等）をきちんと開示し透明性を確保。

マネジメント体制の構築：大学の研究と大学発スタートアップの判断や予算執行を同じ人物が行う場合、一方の利益を誘導することが容易。このような個人の意図的な判断を排除できる人員配置、エフォート管理、監査等のマネジメント体制を整備。

マネジメントの事例として、例えば、大学と共同研究等を行う場合には、大学発スタートアップにおいて業務決定権限のある役職から外れる、人材の重複が避けられない場合には、エフォート管理を行う第三者が研究進捗等を監督する等の方法が考えられます。

利益相反マネジメントにかかる手続き

信州大学では、産学連携活動における利益相反を適切にマネジメントし、産学連携活動の一層の推進を図ることを目的とする「国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程」を設けています。

大学発スタートアップの設立時には、教職員と大学発スタートアップとの関係性について利益相反自己申告書により大学に届出てもらい（規程第 11 条）、利益相反状態とマネジメント方法等について大学組織として確認を行っています（規程第 6 条第 3 号）。

Chapter 04

株式会社設立の手順

大学発スタートアップで多い「株式会社」の設立における手続きの流れを紹介します。

STEP 1 基本事項の決定

商号、会社の目的、本店所在地、資本金の額、設立時発行株数、役員の構成及び任期、決算期等の会社の基本事項を決定し、決定した基本事項を基に発起人会議事録（※発起人が１名の場合は、発起人決定書）を作成します。

STEP 2 定款の作成

定款とは、会社経営に関する基本事項を定めた規約のことで、会社の憲法とも呼べるものです。株式会社の場合は、定款を３部（会社保管用原本、公証役場提出分、法務省提出分）作成します。

STEP 3 定款の認証

公証役場にて、定款の認証を受けます。定款の認証は、本店の所在地を置く都府県にある公証役場で行います。定款の認証には、発起人の実印及び印鑑証明書等が必要です。認証にかかる費用は、認証手数料３～５万円､収入印紙４万円（電子認証の場合は不要）です。

STEP 4 会社の印章の作成

登記の際に代表者印を届出る必要があることから、印鑑を作成します。代表者印（実印）や銀行印、角印（社印）を作成することが一般的です。

STEP 5 出資金の払い込み

発起人は引き受けた株数に相当する金額を、金融機関に払い込みます。この払い込まれた口座の通帳の表紙､表紙裏（支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページ）、振込記録のあるページをコピーします。これらのコピーとあわせて「払い込みを証する書面」を作成します。

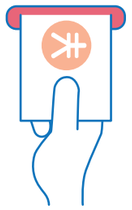

STEP 6 設立時役員等の選任

発起人は、出資の履行が完了したら、遅滞なく設立時役員等を選任する必要があります。発起人の議決権の過半数により設立時取締役（監査役を置く場合には設立時監査役もあわせて）を選任します。取締役が複数いる場合には代表取締役を決定し､「代表取締役選任決議書」を作成します。なお､あらかじめ定款にて役員、代表取締役を定めている場合には、これらの手続き及び書面は不要です。設立時取締役・監査役は、選任された後、遅滞なく設立事項の調査を行い、法令違反、定款違反、不当な事項があった場合は発起人に通知します。

STEP 7 登記申請

「株式会社設立登記申請書」「登録免許税の収入印紙貼付台紙」「定款」「設立時取締役の就任承諾書」「取締役の印鑑証明書」「払い込みを証する書面」「印鑑届書」等の必要書類を作成し、本店所在地の法務局に設立登記の申請を行います。設立登記における登録免許税は、資本金の 1000 分の７の額（15 万円に満たない場合は15万円）です。申請内容に不備がなければ､７～10日程度で登記完了となります。

STEP 8 設立後の手続き

登記完了後、税務署、県税事務所、市町村、年金事務所等への書類の提出が必要となることから、遅滞なく行う必要があります。

Chapter 05

大学で受けられる支援

信州大学ではいろんな側面から皆さんの起業の成功をサポートしています。ぜひご活用ください！

01. Inland Japan Innovation Ecosystem (IJIE)

社会を変える大学発のスタートアップを創出する地域プラットフォーム

IJIE の活動概要

IJIE は、甲信・北関東の７大学の特色ある研究成果・技術シーズに基づく起業を地方自治体、地方銀行等との連携により推進し、大学発スタートアップ(SU)創出・成長加速エコシステムの共創を実現するプラットフォームです。

地方大学の研究活動等から発掘された起業シーズに基づいて、研究成果を社会実装する大学発スタートアップの創出を支援することにより、地方から社会的にインパクトが高く、さらにグローバル市場に展開する SU に育成することを目指します。

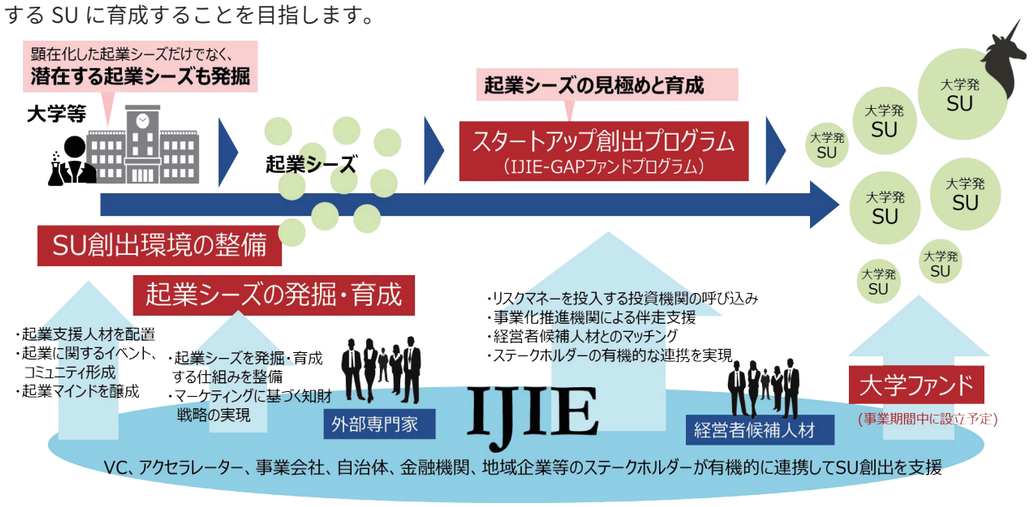

スタートアップ創出プログラム (IJIE-GAP ファンドプログラム) の概要

IJIE では、参画大学等の起業シーズをもとにした大学発 SU 創出を促進するため、参画大学の研究者または大学院生を対象に、大学の基礎研究と事業化の間の GAP を埋める研究開発費を支給して、研究開発・実証試験等を支援するスタートアップ創出プログラム（IJIE-GAP ファンドプログラム）を実施しています。

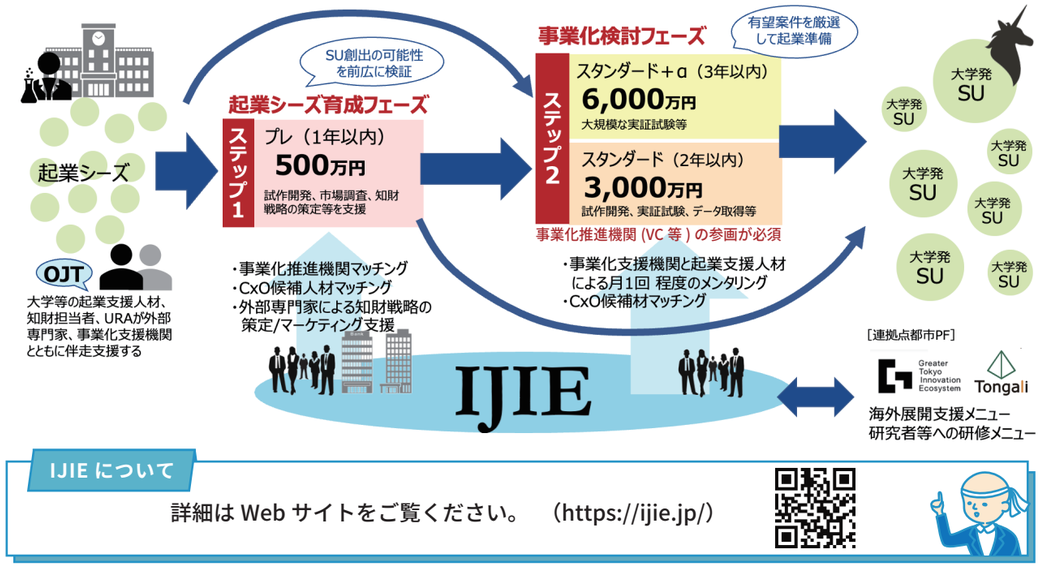

IJIE について

詳細は Web サイトをご覧ください。　(https://ijie.jp/)

02. ハンズオン支援

スタートアップ・事業化推進室では、スタートアップの起業に関心を持つ教職員や学生等に対して、事業計画の作成、学内手続きや会社設立のサポート、金融機関とのマッチング等のハンズオン支援を提供しています。

さらに、信州大学発スタートアップに対して、インキュベーション施設等の優遇利用、ベンチャーキャピタル・地域金融機関とのマッチング、販路開拓支援等、事業フェーズに応じたハンズオン支援を提供しています。

03. 大学発技術系ベンチャー実践論

「自身が研究する技術・専門性」を活用し、実社会での起業や新規事業化につなげる実践的な知識・考え方を会得する機会を提供することを目的として、大学院総合理工学研究科（大学院生以外も聴講可能な公開授業）にて、「大学発技術系ベンチャー実践論」を開講しています。

この講座は、三井住友信託銀行株式会社、株式会社レジェンド・パートナーズ、NES 株式会社との起業家教育及び起業支援に関する協定書に基づき実施しており、起業家やベンチャーファンド関係者による授業等を通じて、新規事業の立ち上げに意欲的な大学院生の養成を目指します。

授業の様子

04. 信州大学ベンチャーピッチ

本学の研究成果をもとにした大学発スタートアップの起業を検討している教職員及び学生の起業意欲を高めることを目的として、信州大学ベンチャーピッチを実施しています。本ピッチイベントの最優秀賞受賞者には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施予定の「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業 / ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業 (NEP:NEDO Entrepreneurs Program)」との連携 (優遇等) 課題の選定をあわせて行うこととします。

最優秀賞受賞者：工学部 酒井 俊郎教授

05．信州大学発スタートアップの認定

本学と大学発スタートアップとの関係性を明確化するとともに、本学における大学発スタートアップの円滑かつ適正な支援を図ることを目的として、「信州大学発スタートアップ」の認定を行っています。

認定となったスタートアップには、インキュベーション施設の貸与、インキュベーション施設（学内住所）等での商業登記の許可、事業計画のブラッシュアップ、各種支援施策に関する情報提供、金融機関や事業会社とのマッチング等の支援を提供しています。

信州大学発スタートアップの定義

大学の研究成果またはその他の活動成果を事業化することを主たる目的とし、以下のいずれかに該当する法人

1. 信州大学に帰属する知的財産権をもとに起業したもの
2. 信州大学で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
3. 信州大学の教職員、信州大学の学生等が発起人又は設立時に取締役相当となるなどして起業したもの（ 教職員、学生等が退職、卒業等の後に起業した場合については、退職、卒業等から起業までの期間が３年以内のものに限る。）
4. その他学長が特に必要と認めたもの

※国立大学法人信州大学における大学発スタートアアップの認定に関する規程第２条

認定取得者：株式会社 Unseed　山邊 璃久代表

認定取得者：株式会社 TRILL. 藤森 研伍代表

信州大学発スタートアップ称号授与式の様子

06．信州大学 POC ファンド

論文や特許公報等による情報だけでは捉えにくい技術の有効性や事業化のイメージを、試作品を作成すること等により具体化しやすくするとともに、より製品に近いレベルでの評価・検証等を可能とすることにより、企業への技術移転や大学発スタートアップ創出を促進することを目的として、信州大学 POC ファンドを実施しています。

POC とは？

※POC(Proof of Concept)・・・製品・サービスにつながる新たなアイデアや概念の実現可能性を示すために、簡単かつ不完全な実現化を行うこと。本格的な試作の前段階となる概念実証。

07．株式・新株予約権を活用したライセンス等の対価の支払い

信州大学発スタートアップを対象に、ライセンス等の対価の一部又は全てを株式・新株予約権により支払うことが可能です。これにより、創業間もない大学発スタートアップの資金負担軽減を図ります。

また本学が株式・新株予約権を取得することで、当該スタートアップの対外的な評価を高め、その後の資金調達を円滑に進められる効果も期待されます。本制度により、本学の研究成果の活用・社会実装をより迅速に推進します。

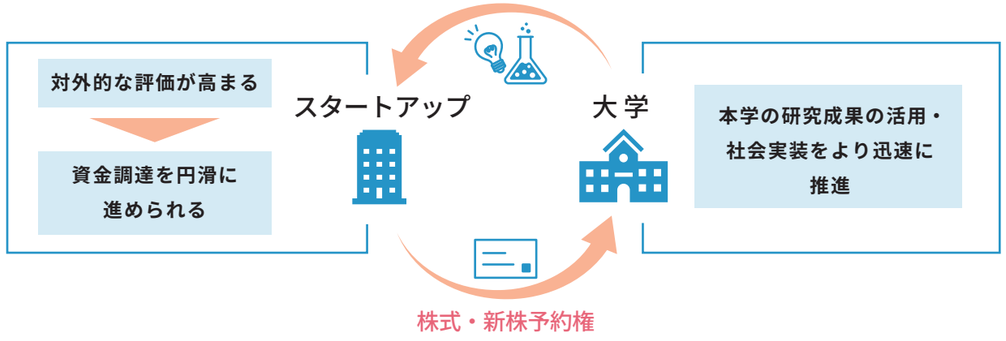

08．外部機関との連携

スタートアップの起業に関心を持つ教職員や学生、信州大学発スタートアップ等に対して、それぞれのフェーズに応じたハンズオン支援を提供するにあたり、さまざまな外部機関と連携しています。

連携支援機関 ※五十音順

NES 株式会社　KDDI 株式会社
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
株式会社信州 TLO　長野県・信州スタートアップステーション（SSS）
三井住友信託銀行株式会社　株式会社レジェンド・パートナーズ

09．シェアオフィス

信州大学では、起業を目指す学生及び教職員等の支援を目的として、自らの問題意識や社会課題を解決するアイデアや新たなビジネスを発想し、そのアイデアやビジネスモデルの実現化に向けて所属や専門分野、学年、国籍等を超えて議論し、相互研鑽できる場として、「シェアオフィス」を各キャンパスに設置しました。

シェアオフィスでは、スタートアップや起業に関する知識・情報の提供、起業の相談、起業家・既存企業・自治体・金融機関・支援機関等とのネットワーク構築、起業後のスタートアップ支援、各種セミナー・勉強会の開催等のサービスも提供します。起業時には、会社登記が可能であり、起業済スタートアップも利用・移転登記できます。

シェアオフィスの利用時間や利用料、機能、ルール、お問合せ先等は、各キャンパスで異なります。各シェアオフィスの案内をご確認ください。また、施設見学＆利用説明にも対応していますので、お気軽にご連絡ください。

シェアオフィス Matsumoto

設置場所
松本キャンパス 北西共通棟 2階
利用時間
平日　8:00 ～ 20:00、土曜日　9:00 ～ 18:00
定休日
日曜日、年末年始（12/29 ～ 1/5）

シェアオフィス Ueda

設置場所
上田キャンパス 信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC）
利用時間
平日　9:00 ～ 18:30
定休日
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29 ～ 1/5）

シェアオフィス Nagano TEC

設置場所
長野（工学）キャンパス
利用時間
平日　9:00 ～ 16:30
定休日
土曜日、日曜日、年末年始（12/29 ～ 1/5）

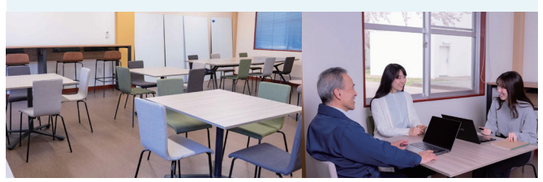

シェアオフィス Nagano EDU

設置場所
長野（教育）キャンパス
利用時間
平日　9:00 ～ 17:00
定休日
土曜日、日曜日、年末年始（12/29 ～ 1/5）

シェアオフィス INA

設置場所	利用時間
伊那キャンパス	平日　8:30 ～ 20:00 定休日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29 ～ 1/5）

10．インキュベーション施設

信州大学には、産学官連携によるイノベーション創出のためのインキュベーション施設が各キャンパスに設けられています。

上田キャンパスの信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC）は、産学官が一つ屋根の下に集い、多様な連携や交流のもとで新たな技術革新（＝イノベーション）創出を加速するためのインキュベーション施設です。信州大学の持つ資源を積極的に活用し、本学の教員や学生とも共同した新たなビジネスの創出や事業化を応援します。

信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC）

シェアオフィス＆インキュベーション施設 MAP

長野（工学）キャンパス

▷シェアオフィス Nagano TEC
▶信州科学技術総合振興センター（SASTec）
▶長野市ものづくり支援センター（UFO Nagano）
▶国際科学イノベーションセンター (AICS)

長野（教育）キャンパス

▷シェアオフィス Nagano EDU
▶FabLab Nagano

松本キャンパス

▷シェアオフィス Matsumoto
▶信州地域技術メディカル展開センター（CSMIT）

上田キャンパス

▷シェアフィス Ueda
▶オープンベンチャー・イノベーションセンター（OVIC）
▶ファイバー・イノベーション・インキュベーター（Fii）
▶先端植物工場研究教育センター（SU-PLAF）
▶浅間・リサーチ・エクステンション・センター（AREC）

伊那キャンパス

▷シェアオフィス INA

シェアオフィスについて

詳細は Web サイトに掲載しておりますのでご確認ください。（https://www.shinshu-u-shared-office.jp）

発行・相談窓口　2025 年 3 月発行

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構（SUIRLO）
スタートアップ・事業化推進室

松本キャンパス　信州地域技術メディカル展開センター
TEL：0263-37-2037（内線：811-2062）
E-mail：venture@shinshu-u.ac.jp

SUIRLO
国立大学法人 信州大学［サイロ］
学術研究・産学官連携推進機構